

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月27日提出
【計算期間】	ワールド・リート・セレクション（アジア） 第25特定期間 ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型） 第13期 (自 2019年4月9日至 2019年10月7日)
【ファンド名】	ワールド・リート・セレクション（アジア） ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 綿川 昌明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

<ワールド・リート・セレクション(アジア)>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

<ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券(投資信託証券)を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産(投資信託証券)」となり、商品分類における投資対象資産(収益の源泉)である「不動産投

信」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

- 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記から「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く
アジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセア
ニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域
の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ
地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中
近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエ
マージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記
載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・
オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象と
して投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファ
ンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の
資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨
の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをい
う。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ペア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、
積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動
(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをい
う。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕
組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収
益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一
定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場
に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくは
ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す
旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいず
れにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■ ファンドの特色

1 | アジア(日本を除きます。)の不動産投資信託証券に投資を行います。

- 実際の運用はアジアリート・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。
- アジア(日本を除きます。)の取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に分散投資し、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。



主な投資対象国・地域(2019年10月末現在)

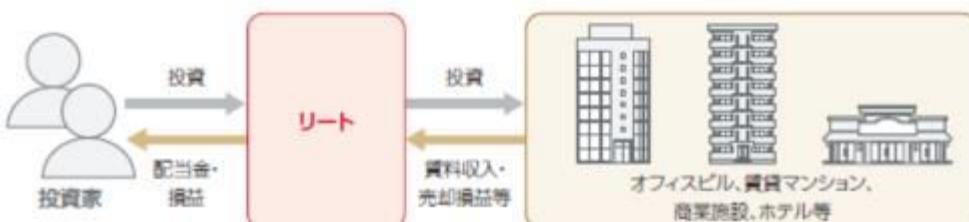
香港、シンガポール、マレーシア

*上記すべての国・地域に投資するとは限りません。投資対象国・地域は今後、変更または追加される場合があります。



不動産投資信託証券(リート(REIT))とは

リートとは、投資家から集めた資金を不動産(オフィスビル、賃貸マンション、商業施設、ホテル等)に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。
一般にリートは、利益の大部分を投資家に分配(配当)するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免されるなどの税制面での優遇を受けられる仕組みになっています。



2 マザーファンドの運用にあたっては、リーフ アメリカ エル エル シーに外貨建資産の運用指図(外国為替予約取引の指図を除きます。)に関する権限を委託します。

リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関しDWSインベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。



リーフ アメリカ エル エル シーは、DWS[®]の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。

*DWSはドイツ銀行グループの資産運用部門です。

3 不動産投資信託証券の実質組入比率は、高位を保つことを基本とします。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●分配方針

ワールド・リート・セレクション(アジア)

毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



*上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 収益分配は、主として配当等収益等から行います。ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益(評価益を含みます。)等が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。

ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)

毎年4月7日および10月7日(それぞれ休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



*上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(各ファンド共通事項)

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

*分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われるごとに、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

*分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



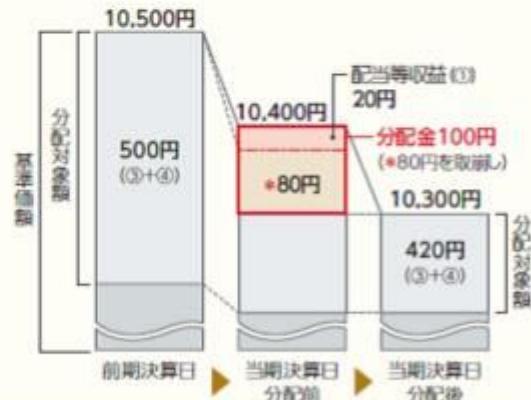
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

中期収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

*分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示すものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

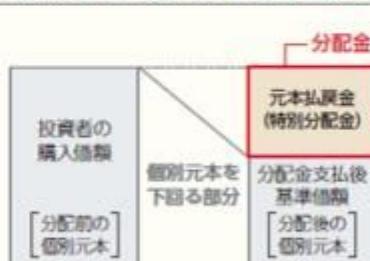


普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

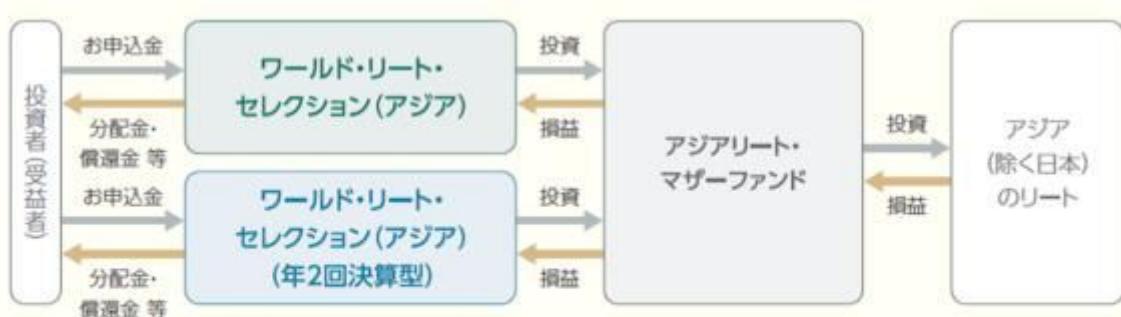
(2) 【ファンドの沿革】

2007年7月31日	ワールド・リート・セレクション（アジア） 投資信託契約締結、設定、運用開始
2013年6月3日	ワールド・リート・セレクション（アジア）の信託金限度額を200億円から 2,000億円に変更 ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型） 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式

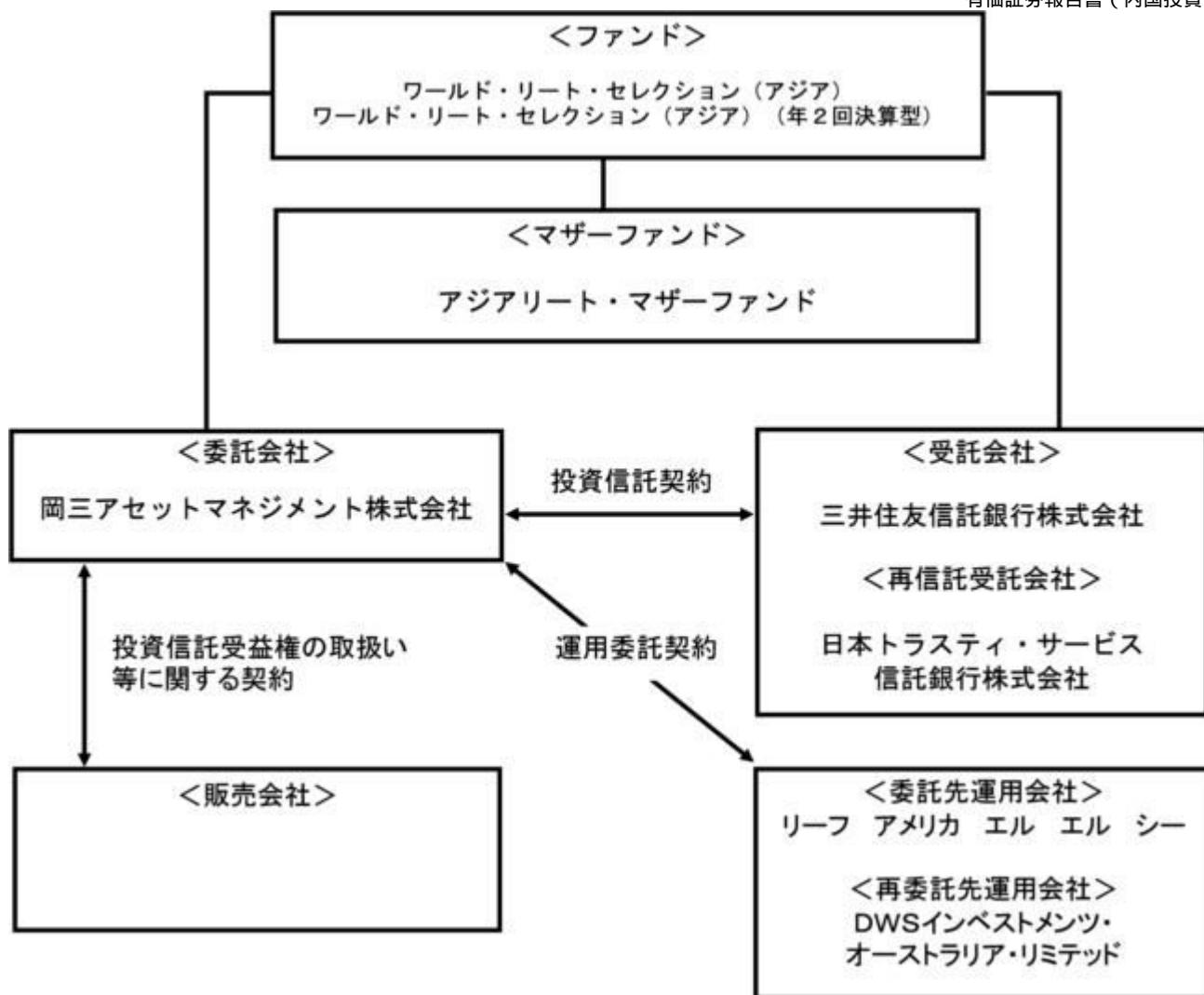
ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



*各ファンドの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

*各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
マザーファンドの 委託先運用会社	委託先運用会社は委託会社との運用委託契約に基づき、外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。 <運用委託契約の概要> 運用委託契約では、委託会社が運用会社に委託した運用指図に関する権限の業務内容、運用会社の注意義務、運用会社が運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合の委託の中止等について規定しています。

販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。
------	---

委託会社の概況（2019年10月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
1987年 6月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
1990年 6月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

運用方法

a 投資対象

アジアリート・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．アジアリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。

ロ．マザーファンドを通じて、アジア（日本を除きます。）の取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に分散投資します。

ハ．不動産投資信託証券の実質組入比率は、高位を保つことを基本とします。

二．外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいい、マザーファンドの投

資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この投資信託財産に属するとみなした額を含みます。)については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「アジアリート・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの
- ハ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 二．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- ホ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ヘ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ト．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- イ．預金
- ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ．コール・ローン
- ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必

要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図がで
きます。

(参考)ファンドが投資するマザーファンドの概要

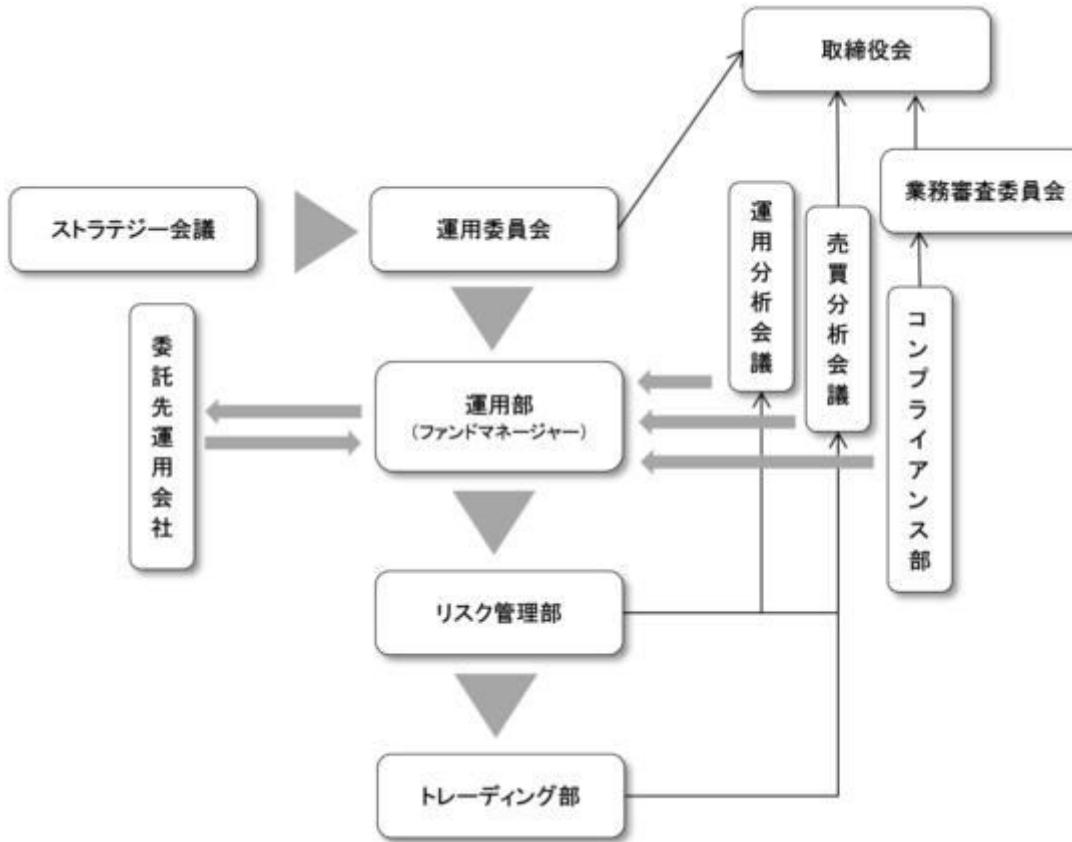
アジアリート・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
委託先運用会社	<p>リーフ アメリカ エル エル シー</p> <p>DWS の不動産証券等の運用会社として、グローバルな視点と地域の専門性を活かした多様な運用戦略を提供しています。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関し DWS インベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。</p> <p>DWS はドイツ銀行グループの資産運用部門です。</p>
基本方針	安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	アジア（日本を除きます。）の取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>アジア（日本を除きます。）の取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。</p> <p>不動産投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</p> <p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>運用にあたっては、運用委託契約に基づきリーフ アメリカ エル エル シーに投資信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。</p> <p>なお、リーフ アメリカ エル エル シーは、その委託を受けた運用指図に関する権限のうち、投資判断に関し DWS インベストメンツ・オーストラリア・リミテッドに再委託します。</p> <p>資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主要な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>株式への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
決算	<p>毎年4月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。</p> <p>投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、分配は行いません。</p>
信託報酬	ありません。

(3) 【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用部	ファンドマネージャーは、委託先運用会社から提供される運用計画に基づき運用内容についてモニタリングを行います。
委託先運用会社 (再委託先運用会社を含む)	委託先運用会社は、委託会社との運用委託契約に基づいて、運用の指図を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。

リスク管理部 (5名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。

委託会社は、運用の指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用や運用指図結果の適切性並びに経営状態、委託業務にかかる運用体制やリスク管理体制、委託業務の執行状況等についてモニタリングを行っています。

運用体制等につきましては、2019年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（4）【分配方針】

<ワールド・リート・セレクション（アジア）>

毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

収益分配は、主として配当等収益等から行います。ただし、6月と12月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

年2回、4月7日および10月7日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。

（各ファンド共通事項）

a 分配対象収益の範囲

繰越し分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越し分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配

可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

株式への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

投資する投資信託証券の範囲

委託会社が投資することを指図する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）は、アジア（日本を除きます。）の取引所および取引所に準ずる市場で取引されている投資信託証券とします。ただし、委託会社は、上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものについては、投資することを指図することができるものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図、目的および指図範囲

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金、そ

の他の資産をいい、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

<関係法令に基づく投資制限>

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さんに帰属します。

ファンドは、アジア（日本を除きます。）の不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課

税が减免される等の税制上の優遇措置を受けています。したがって、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

・ 流動性リスク

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

ワールド・リート・セレクション(アジア)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、2014年11月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	42.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 12.2	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	10.1	8.2	9.3	5.8	2.1	2.1	1.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、2014年11月末を10,000として指数化しております。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 年間騰落率は、2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	43.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△ 12.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	10.2	8.2	9.3	5.8	2.1	2.1	1.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したもの。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもの。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したもの。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、同調性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に間違して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

「ワールド・リート・セレクション（アジア）」もしくは「ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられ

る場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.65%（税抜1.50%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.99%（税抜0.90%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.55%（税抜0.50%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.11%（税抜0.10%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

委託先運用会社に支払う運用委託報酬

マザーファンドの委託先運用会社に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁します。

なお、マザーファンドの再委託先の運用委託報酬は、委託先運用会社と再委託先運用会社との間で決められ、投資信託財産からの支弁はありません。

信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができます、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2019年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

2019年10月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

ワールド・リート・セレクション（アジア）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	15,311,662,837	98.65
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		209,052,124	1.35
合計（純資産総額）		15,520,714,961	100.00

ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	325,129,728	98.98
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,365,231	1.02
合計（純資産総額）		328,494,959	100.00

（参考）アジアリート・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	香港	2,606,280,360	16.67
	シンガポール	12,301,792,288	78.67
	小計	14,908,072,648	95.34
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		728,538,828	4.66
合計（純資産総額）		15,636,611,476	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ワールド・リート・セレクション（アジア）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アジアリート・マザーファンド	5,915,493,292	2.5024	14,803,215,889	2.5884	15,311,662,837	98.65

（種類別投資比率）

種類		投資比率(%)
親投資信託受益証券		98.65
合計		98.65

ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アジアリート・マザーファンド	125,610,311	2.5121	315,553,510	2.5884	325,129,728	98.98

(種類別投資比率)

種類		投資比率(%)
親投資信託受益証券		98.98
合計		98.98

(参考)アジアリート・マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	投資証券	LINK REIT	1,159,240	1,240.69	1,438,268,169	1,191.06	1,380,733,089	8.83
2	シンガポール	投資証券	MAPLE TREE LOGISTICS TRUST	10,013,250	122.57	1,227,399,616	135.21	1,353,960,624	8.66
3	シンガポール	投資証券	FORTUNE REIT	10,604,000	135.23	1,433,996,958	127.51	1,352,118,161	8.65
4	シンガポール	投資証券	FRASERS CENTREPOINT TRUST	5,014,336	207.25	1,039,230,121	219.22	1,099,279,844	7.03
5	シンガポール	投資証券	CDL HOSPITALITY TRUSTS	7,002,720	131.07	917,904,883	130.41	913,268,832	5.84
6	シンガポール	投資証券	MAPLE TREE COMMERCIAL TRUST	4,767,190	176.11	839,594,643	188.02	896,343,749	5.73
7	シンガポール	投資証券	FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	8,767,110	93.43	819,118,459	100.01	876,820,589	5.61
8	シンガポール	投資証券	AIMS APAC REIT	8,047,500	111.67	898,706,099	108.01	869,238,641	5.56
9	シンガポール	投資証券	CAPITALAND MALL TRUST	3,754,200	200.54	752,878,991	204.82	768,956,268	4.92
10	シンガポール	投資証券	MAPLE TREE INDUSTRIAL TRUST	3,753,800	174.82	656,240,529	203.22	762,867,506	4.88
11	香港	投資証券	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	9,323,000	74.37	693,368,990	72.64	677,266,538	4.33
12	シンガポール	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	2,443,920	237.60	580,688,659	252.03	615,944,823	3.94
13	シンガポール	投資証券	CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	4,612,085	118.34	545,829,150	121.61	560,899,640	3.59
14	シンガポール	投資証券	MAPLE TREE NORTH ASIA COMMERC	4,574,400	109.76	502,117,188	101.61	464,817,135	2.97
15	シンガポール	投資証券	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	2,155,673	158.53	341,756,108	164.02	353,574,563	2.26
16	香港	投資証券	PROSPERITY REIT	7,968,500	48.63	387,544,981	42.36	337,581,518	2.16

17	シンガポール	投資証券	SABANA SHARIAH COMP IND REIT	8,386,100	36.67	307,555,306	36.80	308,647,056	1.97
18	シンガポール	投資証券	OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	7,018,800	43.07	302,313,670	43.60	306,057,932	1.96
19	シンガポール	投資証券	STARHILL GLOBAL REIT	4,155,300	59.96	249,179,584	59.60	247,686,837	1.58
20	シンガポール	投資証券	SOILBUILD BUSINESS SPACE REIT	5,913,727	43.79	258,968,403	40.40	238,944,435	1.53
21	シンガポール	投資証券	ESR-REIT	3,646,673	43.52	158,727,017	42.40	154,638,263	0.99
22	香港	投資証券	CHAMPION REIT	1,657,000	94.03	155,816,492	71.53	118,531,009	0.76
23	香港	投資証券	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT	1,281,000	75.73	97,012,338	71.95	92,168,206	0.59
24	シンガポール	投資証券	CACHE LOGISTICS TRUST	1,268,152	59.95	76,037,752	58.40	74,069,334	0.47
25	シンガポール	投資証券	SUNTEC REIT	359,900	155.64	56,014,926	149.61	53,847,770	0.34
26	シンガポール	投資証券	SPH REIT	264,300	85.44	22,583,095	91.21	24,107,173	0.15
27	シンガポール	投資証券	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	22,000	232.78	5,121,360	259.23	5,703,113	0.04

(種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
投資証券	95.34
合計	95.34

【投資不動産物件】

ワールド・リート・セレクション(アジア)

該当事項はありません。

ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)

該当事項はありません。

(参考)アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ワールド・リート・セレクション(アジア)

該当事項はありません。

ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)

該当事項はありません。

(参考)アジアリート・マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ワールド・リート・セレクション（アジア）

	純資産総額(円)	基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)
第6特定期間末 (2010年 4月 7日)	1,785,302,679	1,831,837,057	0.6251
第7特定期間末 (2010年10月 7日)	1,261,580,714	1,309,089,066	0.6628
第8特定期間末 (2011年 4月 7日)	1,655,619,396	1,726,992,291	0.6590
第9特定期間末 (2011年10月 7日)	754,518,136	802,580,928	0.5187
第10特定期間末 (2012年 4月 9日)	782,309,875	826,940,727	0.5912
第11特定期間末 (2012年10月 9日)	884,217,143	922,161,526	0.6721
第12特定期間末 (2013年 4月 8日)	7,278,336,723	7,417,356,807	0.8718
第13特定期間末 (2013年10月 7日)	6,874,067,700	7,294,245,369	0.7263
第14特定期間末 (2014年 4月 7日)	6,818,086,026	7,275,890,490	0.7448
第15特定期間末 (2014年10月 7日)	3,083,691,211	3,281,184,593	0.7883
第16特定期間末 (2015年 4月 7日)	3,007,865,443	3,156,928,527	0.8793
第17特定期間末 (2015年10月 7日)	2,325,081,967	2,467,546,348	0.7443
第18特定期間末 (2016年 4月 7日)	2,082,018,428	2,207,804,301	0.7110
第19特定期間末 (2016年10月 7日)	2,447,674,362	2,577,653,784	0.7054
第20特定期間末 (2017年 4月 7日)	2,620,083,992	2,781,216,094	0.6951
第21特定期間末 (2017年10月10日)	3,682,855,261	3,861,151,361	0.7404
第22特定期間末 (2018年 4月 9日)	3,947,034,520	4,173,660,594	0.6960
第23特定期間末 (2018年10月 9日)	3,916,787,895	4,158,671,478	0.6531
第24特定期間末 (2019年 4月 8日)	4,446,121,505	4,698,359,515	0.7010
第25特定期間末 (2019年10月 7日)	12,969,496,658	13,500,259,790	0.6482
2018年10月末日	3,824,239,416		0.6444
11月末日	3,936,593,136		0.6638
12月末日	3,797,502,913		0.6429
2019年 1月末日	4,047,007,264		0.6696
2月末日	4,085,722,605		0.6912
3月末日	4,380,442,159		0.7083
4月末日	4,787,965,229		0.6978
5月末日	5,411,763,098		0.6807
6月末日	6,784,972,810		0.7021
7月末日	8,633,000,098		0.6919

8月末日	10,314,486,753		0.6545	
9月末日	12,477,977,943		0.6609	
10月末日	15,520,714,961		0.6717	

ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）

	純資産総額(円)	基準価額(円) (1口当たり)	
		(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2013年10月 7日)	18,033,358	18,033,358	0.9389
第2期計算期間末 (2014年 4月 7日)	27,235,164	27,235,164	1.0192
第3期計算期間末 (2014年10月 7日)	21,984,569	21,984,569	1.1416
第4期計算期間末 (2015年 4月 7日)	43,460,873	43,460,873	1.3372
第5期計算期間末 (2015年10月 7日)	35,241,676	35,241,676	1.1879
第6期計算期間末 (2016年 4月 7日)	24,037,940	24,037,940	1.2010
第7期計算期間末 (2016年10月 7日)	29,226,782	29,226,782	1.2626
第8期計算期間末 (2017年 4月 7日)	27,208,937	27,208,937	1.3233
第9期計算期間末 (2017年10月10日)	75,412,200	75,412,200	1.4925
第10期計算期間末 (2018年 4月 9日)	46,165,524	46,165,524	1.4887
第11期計算期間末 (2018年10月 9日)	40,207,721	40,207,721	1.4864
第12期計算期間末 (2019年 4月 8日)	89,212,887	89,212,887	1.6990
第13期計算期間末 (2019年10月 7日)	240,022,327	240,022,327	1.6769
2018年10月末日	40,376,866		1.4666
11月末日	42,722,532		1.5272
12月末日	41,667,189		1.4958
2019年 1月末日	56,747,191		1.5750
2月末日	69,812,058		1.6408
3月末日	89,092,312		1.6993
4月末日	95,881,898		1.6917
5月末日	93,788,888		1.6671
6月末日	112,881,524		1.7377
7月末日	165,072,767		1.7337
8月末日	179,630,525		1.6569
9月末日	213,331,318		1.6910
10月末日	328,494,959		1.7386

【分配の推移】

ワールド・リート・セレクション（アジア）

	期間	分配金 (1口当たり)
第6特定期間	2009年10月 8日～2010年 4月 7日	0.0150円
第7特定期間	2010年 4月 8日～2010年10月 7日	0.0190円
第8特定期間	2010年10月 8日～2011年 4月 7日	0.0270円
第9特定期間	2011年 4月 8日～2011年10月 7日	0.0270円
第10特定期間	2011年10月 8日～2012年 4月 9日	0.0270円
第11特定期間	2012年 4月10日～2012年10月 9日	0.0270円
第12特定期間	2012年10月10日～2013年 4月 8日	0.0345円
第13特定期間	2013年 4月 9日～2013年10月 7日	0.0420円
第14特定期間	2013年10月 8日～2014年 4月 7日	0.0420円
第15特定期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	0.0420円
第16特定期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	0.0420円
第17特定期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	0.0420円
第18特定期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	0.0420円
第19特定期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	0.0420円
第20特定期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	0.0420円
第21特定期間	2017年 4月 8日～2017年10月10日	0.0420円
第22特定期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0420円
第23特定期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0420円
第24特定期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0420円
第25特定期間	2019年 4月 9日～2019年10月 7日	0.0420円

ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）

	期間	分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	2013年 6月 3日～2013年10月 7日	0.0000円
第2期計算期間	2013年10月 8日～2014年 4月 7日	0.0000円
第3期計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	0.0000円
第4期計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	0.0000円
第5期計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	0.0000円
第6期計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	0.0000円
第7期計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	0.0000円
第8期計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	0.0000円
第9期計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月10日	0.0000円
第10期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.0000円
第11期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.0000円
第12期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	0.0000円
第13期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 7日	0.0000円

【収益率の推移】

ワールド・リート・セレクション（アジア）

	期間	収益率（%）
第6特定期間	2009年10月 8日～2010年 4月 7日	18.3
第7特定期間	2010年 4月 8日～2010年10月 7日	9.1
第8特定期間	2010年10月 8日～2011年 4月 7日	3.5
第9特定期間	2011年 4月 8日～2011年10月 7日	17.2
第10特定期間	2011年10月 8日～2012年 4月 9日	19.2
第11特定期間	2012年 4月10日～2012年10月 9日	18.3
第12特定期間	2012年10月10日～2013年 4月 8日	34.8
第13特定期間	2013年 4月 9日～2013年10月 7日	11.9
第14特定期間	2013年10月 8日～2014年 4月 7日	8.3
第15特定期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	11.5
第16特定期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	16.9
第17特定期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	10.6
第18特定期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	1.2
第19特定期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	5.1
第20特定期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	4.5
第21特定期間	2017年 4月 8日～2017年10月10日	12.6
第22特定期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.3
第23特定期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.1
第24特定期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	13.8
第25特定期間	2019年 4月 9日～2019年10月 7日	1.5

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2013年 6月 3日～2013年10月 7日	6.1
第2期計算期間	2013年10月 8日～2014年 4月 7日	8.6
第3期計算期間	2014年 4月 8日～2014年10月 7日	12.0
第4期計算期間	2014年10月 8日～2015年 4月 7日	17.1
第5期計算期間	2015年 4月 8日～2015年10月 7日	11.2
第6期計算期間	2015年10月 8日～2016年 4月 7日	1.1
第7期計算期間	2016年 4月 8日～2016年10月 7日	5.1
第8期計算期間	2016年10月 8日～2017年 4月 7日	4.8
第9期計算期間	2017年 4月 8日～2017年10月10日	12.8
第10期計算期間	2017年10月11日～2018年 4月 9日	0.3
第11期計算期間	2018年 4月10日～2018年10月 9日	0.2
第12期計算期間	2018年10月10日～2019年 4月 8日	14.3

第13期計算期間	2019年 4月 9日～2019年10月 7日	1.3
----------	-------------------------	-----

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

ワールド・リート・セレクション（アジア）

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第6特定期間	2,119,704,826	4,087,188,479
第7特定期間	1,211,762,904	2,164,450,000
第8特定期間	1,166,645,790	557,637,461
第9特定期間	764,218,458	1,821,989,877
第10特定期間	1,522,153,233	1,653,670,243
第11特定期間	1,428,501,825	1,436,009,988
第12特定期間	9,140,458,902	2,107,800,583
第13特定期間	5,501,050,306	4,385,458,389
第14特定期間	4,833,919,066	5,143,699,158
第15特定期間	1,283,082,684	6,525,592,872
第16特定期間	944,440,297	1,435,139,600
第17特定期間	557,717,316	854,873,341
第18特定期間	145,554,643	341,001,959
第19特定期間	848,166,564	306,804,742
第20特定期間	706,842,975	407,424,883
第21特定期間	2,337,613,782	1,132,552,011
第22特定期間	1,840,515,503	1,143,748,975
第23特定期間	1,215,195,903	888,493,460
第24特定期間	1,614,048,609	1,269,478,843
第25特定期間	14,353,498,859	686,336,822

ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間	19,206,312	0
第2期計算期間	10,875,580	3,360,871
第3期計算期間	4,445,847	11,909,160
第4期計算期間	18,937,481	5,694,942
第5期計算期間	10,178,212	13,010,172
第6期計算期間	5,141,114	14,795,069
第7期計算期間	4,640,418	1,506,361
第8期計算期間	2,972,955	5,559,851
第9期計算期間	36,319,334	6,354,642

第10期計算期間	8,951,937	28,466,770
第11期計算期間	10,956,821	14,917,942
第12期計算期間	37,352,185	11,894,388
第13期計算期間	119,685,059	29,061,767

参考情報

運用実績

2019年10月31日現在

ワールド・リート・セレクション(アジア)

●基準価額・純資産の推移



●分配金の推移

2019年10月	70円
2019年 9月	70円
2019年 8月	70円
2019年 7月	70円
2019年 6月	70円
直近1年累計	840円
設定来累計	8,000円

※分配金(税引前)は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
投資証券	94.06%
その他資産	5.94%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

アジアリート・マザーファンド

銘柄名	国/地域	純資産比率
LINK REIT	香港	8.83%
MAPLETREE LOGISTICS TRUST	シンガポール	8.66%
FORTUNE REIT	シンガポール	8.65%
FRASERS CENTREPOINT TRUST	シンガポール	7.03%
CDL HOSPITALITY TRUSTS	シンガポール	5.84%
MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	シンガポール	5.73%
FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	シンガポール	5.61%
AIMS APAC REIT	シンガポール	5.56%
CAPITALAND MALL TRUST	シンガポール	4.92%
MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	シンガポール	4.88%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※国/地域は発行国で表示しています。

●年間収益率の推移



* ファンド内にはペンチマークはありません。

* 2019年は10月末までの収益率を示しています。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手数料等

運用実績

2019年10月31日現在

ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)

●基準価額・純資産の推移

2013年6月3日～2019年10月31日



* 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

* 分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

* 設定期から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2019年10月	0円
2019年 4月	0円
2018年10月	0円
2018年 4月	0円
2017年10月	0円
設定来累計	0円

* 分配金(税引前)は1万口当たりです。

●主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
投資証券	94.36%
その他資産	5.64%
合計	100.00%

* マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

組入上位銘柄 *組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

アジアリート・マザーファンド

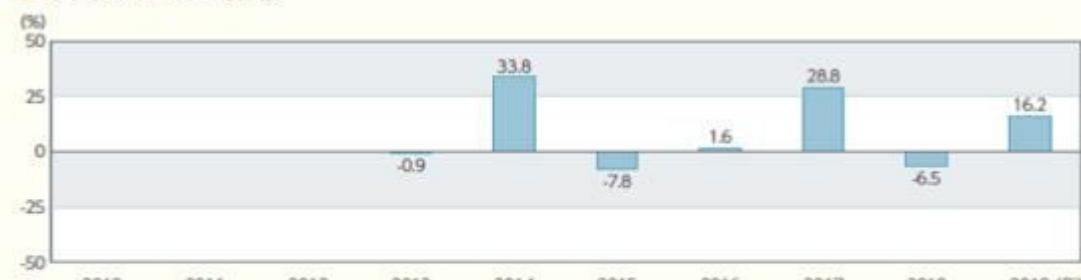
銘柄名	国/地域	純資産比率
LINK REIT	香港	8.83%
MAPLE TREE LOGISTICS TRUST	シンガポール	8.66%
FORTUNE REIT	シンガポール	8.65%
FRASERS CENTREPOINT TRUST	シンガポール	7.03%
CDL HOSPITALITY TRUSTS	シンガポール	5.84%
MAPLE TREE COMMERCIAL TRUST	シンガポール	5.73%
FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	シンガポール	5.61%
AIMS APAC REIT	シンガポール	5.56%
CAPITALAND MALL TRUST	シンガポール	4.92%
MAPLE TREE INDUSTRIAL TRUST	シンガポール	4.88%

* 比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

* 国/地域は発行国で表示しています。

-  ファンドの目的・特色
-  投資リスク
-  運用実績
-  手数料等

●年間収益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* 2013年はファンドの設定日から年末まで、2019年は10月末までの収益率を示しています。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行なうことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 翌日および翌々日（土曜日および日曜日を除きます。）が委託会社の休業日である日、およびその前営業日
- ・ 香港、シンガポール、オーストラリアの各取引所の休業日の前営業日
- ・ 香港、シンガポール、オーストラリアの各銀行の休業日の前営業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知が

あった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2 【換金（解約）手続等】

換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 翌日および翌々日（土曜日および日曜日を除きます。）が委託会社の休業日である日、およびその前営業日
- ・ 香港、シンガポール、オーストラリアの各取引所の休業日の前営業日
- ・ 香港、シンガポール、オーストラリアの各銀行の休業日の前営業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付と

して取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

不動産投資信託証券の評価

マザーファンドを通じて投資するアジア（日本を除きます。）の取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券は、原則として、アジア（日本を除きます。）の取引所および取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

<ワールド・リート・セレクション（アジア）>

信託期間は、2007年7月31日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

信託期間は、2013年6月3日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

<ワールド・リート・セレクション（アジア）>

計算期間は、原則として、毎月8日から翌月7日までとします。

また、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

計算期間は、原則として、毎年4月8日から10月7日までおよび10月8日から翌年4月7日までとします。

また、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

投資信託契約の解約（繰上償還）

<ワールド・リート・セレクション（アジア）>

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記cからeまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の〔投資信託約款の変更〕dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にや

むを得ない事情が生じている場合であって b から d までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託約款の変更

<ワールド・リート・セレクション（アジア）>

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 b から e の規定に従います。

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g a から f までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合

にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

<ワールド・リート・セレクション（アジア）>

前述の投資信託契約の解約（繰上償還）又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書の交付

<ワールド・リート・セレクション（アジア）>

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年4月8日から10月7日まで、10月8日から翌年4月7日までとします。）終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年4月8日から10月7日まで、10月8日から翌年4月7日までとします。）終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

投資信託契約に関する監督官庁の命令

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

- 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

<ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）>

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

委託先運用会社との契約更改等

委託会社とマザーファンドの委託先運用会社との間で締結された「運用委託契約」の有効期間は、契約日よりマザーファンドの投資信託契約終了の日までとします。

ただし、委託会社、委託先運用会社のいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、運用委託契約を解約することができます。

また、委託先運用会社が、運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社が必要と認めるときは、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写

を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【ワールド・リート・セレクション（アジア）】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25特定期間（2019年 4月 9日から2019年10月 7日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：円)

	第24特定期間末 (2019年 4月 8日現在)	第25特定期間末 (2019年10月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,383,900	28,561,412
コール・ローン	242,718,545	259,460,574
親投資信託受益証券	4,274,321,291	12,843,215,889
流動資産合計	<u>4,524,423,736</u>	<u>13,131,237,875</u>
資産合計	<u>4,524,423,736</u>	<u>13,131,237,875</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	44,395,366	140,065,501
未払解約金	27,828,889	6,424,306
未払受託者報酬	401,843	1,008,560
未払委託者報酬	5,625,785	14,119,852
未払利息	413	168
その他未払費用	49,935	122,830
流動負債合計	<u>78,302,231</u>	<u>161,741,217</u>
負債合計	<u>78,302,231</u>	<u>161,741,217</u>
純資産の部		
元本等		
元本	*1 6,342,195,264	*1 20,009,357,301
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	1,896,073,759	7,039,860,643
（分配準備積立金）	<u>31,881,645</u>	<u>30,598,375</u>
元本等合計	<u>4,446,121,505</u>	<u>12,969,496,658</u>
純資産合計	<u>*3 4,446,121,505</u>	<u>*3 12,969,496,658</u>
負債純資産合計	<u>4,524,423,736</u>	<u>13,131,237,875</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第24特定期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第25特定期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
営業収益		
受取利息	318	481
有価証券売買等損益	567,945,462	127,105,402
営業収益合計	567,945,780	127,104,921
営業費用		
支払利息	36,113	68,946
受託者報酬	2,130,183	4,142,187
委託者報酬	*1 29,822,537	*1 57,990,570
その他費用	260,043	505,177
営業費用合計	32,248,876	62,706,880
営業利益又は営業損失()	535,696,904	189,811,801
経常利益又は経常損失()	535,696,904	189,811,801
当期純利益又は当期純損失()	535,696,904	189,811,801
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	7,318,297	1,140,507
期首剩余金又は期首次損金()	2,080,837,603	1,896,073,759
剩余金増加額又は欠損金減少額	421,536,536	213,440,503
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	421,536,536	213,440,503
剩余金減少額又は欠損金増加額	512,913,289	4,637,792,961
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	512,913,289	4,637,792,961
分配金	*2 252,238,010	*2 530,763,132
期末剩余金又は期末欠損金()	1,896,073,759	7,039,860,643

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第25特定期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6カ月末満であるため財務諸表を6ヶ月毎に作成しており、前特定期間末が休日のため、2019年 4月 9日から2019年10月 7日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第24特定期間末 (2019年 4月 8日現在)	第25特定期間末 (2019年10月 7日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 6,342,195,264口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 20,009,357,301口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,896,073,759円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 7,039,860,643円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7010円 (10,000口当たりの純資産額 7,010円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6482円 (10,000口当たりの純資産額 6,482円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24特定期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第25特定期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用	*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用

[支払金額] 11,497,059円

*2.分配金の計算過程

第135計算期間(2018年10月10日～2018年11月7日)	
費用控除後の配当等収A	14,351,659円
益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売	
買等損益額	
収益調整金額 C	1,994,515,006円
分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,008,866,665円
収益額	
当ファンドの期末残存F	5,929,557,739口
口数	
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,387円
分配対象額	
10,000口当たりの分配H	70円
額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	41,506,904円
第136計算期間(2018年11月8日～2018年12月7日)	
費用控除後の配当等収A	9,863,015円
益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売	
買等損益額	
収益調整金額 C	1,959,352,000円
分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	1,969,215,015円
収益額	
当ファンドの期末残存F	5,905,199,221口
口数	
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,334円
分配対象額	
10,000口当たりの分配H	70円
額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	41,336,394円
第137計算期間(2018年12月8日～2019年1月7日)	
費用控除後の配当等収A	0円
益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売	
買等損益額	
収益調整金額 C	1,928,354,493円
分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	1,928,354,493円
収益額	
当ファンドの期末残存F	5,906,657,706口
口数	
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,264円
分配対象額	

[支払金額] 22,370,714円

*2.分配金の計算過程

第141計算期間(2019年4月9日～2019年5月7日)	
費用控除後の配当等収A	27,895,027円
益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売	
買等損益額	
収益調整金額 C	2,149,626,283円
分配準備積立金額 D	31,566,512円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,209,087,822円
収益額	
当ファンドの期末残存F	6,861,711,215口
口数	
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,219円
分配対象額	
10,000口当たりの分配H	70円
額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	48,031,978円
第142計算期間(2019年5月8日～2019年6月7日)	
費用控除後の配当等収A	6,373,966円
益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売	
買等損益額	
収益調整金額 C	2,623,814,522円
分配準備積立金額 D	11,459,345円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,641,647,833円
収益額	
当ファンドの期末残存F	8,366,404,626口
口数	
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,157円
分配対象額	
10,000口当たりの分配H	70円
額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	58,564,832円
第143計算期間(2019年6月8日～2019年7月8日)	
費用控除後の配当等収A	7,366,582円
益額	
費用控除後・繰越欠損B	376,612,863円
金補填後の有価証券売	
買等損益額	
収益調整金額 C	3,181,321,836円
分配準備積立金額 D	0円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	3,565,301,281円
収益額	
当ファンドの期末残存F	10,300,607,181口
口数	
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,461円
分配対象額	

10,000口当たりの分配H 額	70円	10,000口当たりの分配H 額	70円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	41,346,603円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	72,104,250円
第138計算期間(2019年 1月 8日 ~ 2019年 2月 7日)		第144計算期間(2019年 7月 9日 ~ 2019年 8月 7日)	
費用控除後の配当等収A 益額	21,515,044円	費用控除後の配当等収A 益額	45,025,929円
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	1,944,750,195円	収益調整金額 C	4,222,050,292円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	307,532,707円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	1,966,265,239円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	4,574,608,928円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	6,085,445,355口	当ファンドの期末残存F 口数	13,334,454,749口
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,231円	10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,430円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たりの分配H 額	70円	10,000口当たりの分配H 額	70円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	42,598,117円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	93,341,183円
第139計算期間(2019年 2月 8日 ~ 2019年 3月 7日)		第145計算期間(2019年 8月 8日 ~ 2019年 9月 9日)	
費用控除後の配当等収A 益額	20,925,670円	費用控除後の配当等収A 益額	27,666,610円
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	1,854,628,471円	収益調整金額 C	5,443,462,412円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	257,623,221円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	1,875,554,141円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	5,728,752,243円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	5,864,946,652口	当ファンドの期末残存F 口数	16,950,769,727口
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,197円	10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,379円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たりの分配H 額	70円	10,000口当たりの分配H 額	70円
収益分配金金額 I=F*H/10,000	41,054,626円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	118,655,388円
第140計算期間(2019年 3月 8日 ~ 2019年 4月 8日)		第146計算期間(2019年 9月10日 ~ 2019年10月 7日)	
費用控除後の配当等収A 益額	5,576,055円	費用控除後の配当等収A 益額	4,510,265円
費用控除後・繰越欠損B	70,700,956円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	1,983,984,272円	収益調整金額 C	6,458,407,155円
分配準備積立金額 D	0円	分配準備積立金額 D	166,153,611円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	2,060,261,283円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	6,629,071,031円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F 口数	6,342,195,264口	当ファンドの期末残存F 口数	20,009,357,301口

10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,248円	10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	3,312円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たりの分配H 額	70円	10,000口当たりの分配H 額	70円
収益分配金金額 額	I=F*H/10,000 44,395,366円	収益分配金金額 額	I=F*H/10,000 140,065,501円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第24特定期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第25特定期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4)附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第24特定期間末 (2019年 4月 8日現在)	第25特定期間末 (2019年10月 7日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第24特定期間 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第25特定期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第25特定期間 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第24特定期間末 (2019年 4月 8日現在)	第25特定期間末 (2019年10月 7日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 5,997,625,498円	期首元本額 6,342,195,264円
期中追加設定元本額 1,614,048,609円	期中追加設定元本額 14,353,498,859円
期中一部解約元本額 1,269,478,843円	期中一部解約元本額 686,336,822円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第24特定期間末（2019年 4月 8日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	101,618,352
合計	101,618,352

第25特定期間末（2019年10月 7日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	115,644,207
合計	115,644,207

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1. 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	アジアリート・マザーファンド	5,150,471,563	12,843,215,889	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：99.0%	5,150,471,563	12,843,215,889 100.0%	
	合計			12,843,215,889	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2019年4月9日から2019年10月7日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第12期 (2019年4月8日現在)	第13期 (2019年10月7日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	70,523	370,442
コール・ローン	2,318,173	3,365,211
親投資信託受益証券	87,357,035	237,637,793
流動資産合計	<u>89,745,731</u>	<u>241,373,446</u>
資産合計	<u>89,745,731</u>	<u>241,373,446</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	99,997	225,094
未払受託者報酬	28,635	74,480
未払委託者報酬	400,817	1,042,635
未払利息	3	2
その他未払費用	3,392	8,908
流動負債合計	<u>532,844</u>	<u>1,351,119</u>
負債合計	<u>532,844</u>	<u>1,351,119</u>
純資産の部		
元本等		
元本	*1 52,508,028	*1 143,131,320
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（）	36,704,859	96,891,007
（分配準備積立金）	7,960,374	7,027,794
元本等合計	<u>89,212,887</u>	<u>240,022,327</u>
純資産合計	<u>*2 89,212,887</u>	<u>*2 240,022,327</u>
負債純資産合計	<u>89,745,731</u>	<u>241,373,446</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第13期 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
営業収益		
受取利息	1	6
有価証券売買等損益	8,417,866	3,039,242
営業収益合計	8,417,867	3,039,236
営業費用		
支払利息	354	1,355
受託者報酬	28,635	74,480
委託者報酬	*1 400,817	*1 1,042,635
その他費用	3,393	8,971
営業費用合計	433,199	1,127,441
営業利益又は営業損失()	7,984,668	4,166,677
経常利益又は経常損失()	7,984,668	4,166,677
当期純利益又は当期純損失()	7,984,668	4,166,677
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	896,226	431,841
期首剩余金又は期首次損金()	13,157,490	36,704,859
剩余金増加額又は欠損金減少額	22,445,716	85,198,936
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	22,445,716	85,198,936
剩余金減少額又は欠損金増加額	5,986,789	20,414,270
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增加額	5,986,789	20,414,270
分配金	*2 -	*2 -
期末剩余金又は期末欠損金()	36,704,859	96,891,007

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第13期 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、2019年 4月 9日から2019年10月 7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 (2019年 4月 8日現在)	第13期 (2019年10月 7日現在)
*1. 当該計算期間の末における受益権の総数 52,508,028口	*1. 当該計算期間の末における受益権の総数 143,131,320口
*2. 当該計算期間の末における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.6990円 (10,000口当たりの純資産額 16,990円)	*2. 当該計算期間の末における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.6769円 (10,000口当たりの純資産額 16,769円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第13期 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用 [支払金額] 155,436円	*1.当ファンドの主要投資対象である「親投資信託受益証券」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部または一部を委託するために要する費用 [支払金額] 404,106円
*2.分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 A 1,049,272円	*2.分配金の計算過程 費用控除後の配当等収益額 A 1,747,048円

費用控除後・繰越欠損B	4,923,285円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売		金補填後の有価証券売	
買等損益額		買等損益額	
収益調整金額 C	28,744,485円	収益調整金額 C	89,863,213円
分配準備積立金額 D	1,987,817円	分配準備積立金額 D	5,280,746円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	36,704,859円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	96,891,007円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	52,508,028口	当ファンドの期末残存F	143,131,320口
口数		口数	
10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	6,990円	10,000口当たりの収益 G=E/F*10,000	6,769円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たりの分配H	0円	10,000口当たりの分配H	0円
額		額	
収益分配金額 I=F*H/10,000	0円	収益分配金額 I=F*H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第12期 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第13期 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4)附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期 別	第12期 (2019年 4月 8日現在)	第13期 (2019年10月 7日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	第13期 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第13期 自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第12期 (2019年 4月 8日現在)	第13期 (2019年10月 7日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 27,050,231円	期首元本額 52,508,028円
期中追加設定元本額 37,352,185円	期中追加設定元本額 119,685,059円
期中一部解約元本額 11,894,388円	期中一部解約元本額 29,061,767円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第12期(自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日)

(単位 : 円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,843,560
合計	7,843,560

第13期(自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日)

(単位 : 円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,477,129
合計	3,477,129

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アジアリート・マザーファンド	95,299,083	237,637,793	
	計	銘柄数：1	95,299,083	237,637,793	
		組入時価比率：99.0%		100.0%	
	合計			237,637,793	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ワールド・リート・セレクション（アジア）」「ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）」は、「アジアリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

アジアリート・マザーファンド

貸借対照表

(単位 : 円)

科 目	期 別	注記番号	2019年 4月 8日現在	2019年10月 7日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			111,259,145	407,907,290
金銭信託			2,324,555	78,823,775
コール・ローン			76,411,213	716,059,198
投資証券			4,165,738,704	12,268,594,438
未収入金			-	6,585,135
未収配当金			6,057,394	25,841,910

科 目	期 別	注記番号	2019年 4月 8日現在	2019年10月 7日現在
			金額	金額
流動資産合計			4,361,791,011	13,503,811,746
資産合計			4,361,791,011	13,503,811,746
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			-	159,880
未払金			-	422,668,047
未払利息			130	465
その他未払費用			559	5,421
流動負債合計			689	422,833,813
負債合計			689	422,833,813
純資産の部				
元本等				
元本		*1	1,739,133,858	5,245,805,320
剰余金			2,622,656,464	7,835,172,613
剰余金又は欠損金()			4,361,790,322	13,080,977,933
元本等合計			4,361,790,322	13,080,977,933
純資産合計			4,361,791,011	13,503,811,746
負債純資産合計				

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引	個別法に基づき、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値により計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金	原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
	有価証券売買等損益	
	約定日基準で計上しております。	
	為替差損益	
	約定日基準で計上しております。	

項目	期別	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 4月 8日現在	2019年10月 7日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,739,133,858口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 5,245,805,320口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産額 1口当たりの純資産額 2.5080円 (10,000口当たりの純資産額 25,080円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産額 1口当たりの純資産額 2.4936円 (10,000口当たりの純資産額 24,936円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用してあります。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同左

項目	期別	自 2018年10月10日 至 2019年 4月 8日	自 2019年 4月 9日 至 2019年10月 7日
3. 金融商品に係るリスク管理体制		<p>当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付け状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。</p> <p>なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規定を制定しており、デリバティブ取引のうち店頭デリバティブ取引の執行については、運用部長の承認を得て行っております。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2019年 4月 8日現在	2019年10月 7日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

項目	期別	2019年 4月 8日現在	2019年10月 7日現在
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明			デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額 자체がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

2019年 4月 8日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2018年10月10日
期首元本額	1,764,395,526円
期首より2019年 4月 8日までの追加設定元本額	90,894,975円
期首より2019年 4月 8日までの一部解約元本額	116,156,643円
期末元本額	1,739,133,858円
2019年 4月 8日現在の元本の内訳(*)	
ワールド・リート・セレクション(アジア)	1,704,274,837円
ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)	34,831,354円
先進国ソブリン/リート・オープン(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	2,233円
世界リート・オープン(適格機関投資家専用)	25,434円

2019年10月 7日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019年 4月 9日
期首元本額	1,739,133,858円
期首より2019年10月 7日までの追加設定元本額	3,514,235,376円
期首より2019年10月 7日までの一部解約元本額	7,563,914円
期末元本額	5,245,805,320円
2019年10月 7日現在の元本の内訳(*)	
ワールド・リート・セレクション(アジア)	5,150,471,563円
ワールド・リート・セレクション(アジア)(年2回決算型)	95,299,083円
先進国ソブリン/リート・オープン(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	2,973円
世界リート・オープン(適格機関投資家専用)	31,701円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2019年 4月 8日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	386,977,581
合計	386,977,581

2019年10月 7日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	61,798,120
合計	61,798,120

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

2019年 4月 8日現在

該当事項はありません。

2019年10月 7日現在

(単位：円)

区分	種 類	契約額等	うち 1年超	時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 香港ドル	136,159,880	-	136,000,000	159,880
	合計	136,159,880	-	136,000,000	159,880

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の對顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている對顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表される対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

附属明細表

1. 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	香港ドル	CHAMPION REIT	1,657,000	8,285,000.00	
		FORTUNE REIT	8,461,000	76,572,050.00	
		LINK REIT	943,740	82,530,063.00	
		PROSPERITY REIT	7,968,500	22,949,280.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	8,319,000	43,175,610.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT	1,281,000	6,456,240.00	
	計	銘柄数：6	28,630,240	239,968,243.00	
				(3,265,967,787)	
		組入時価比率：25.0%			26.6%
投資証券	シンガポールドル	AIMS APAC REIT	3,988,400	5,783,180.00	
		ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	2,443,920	7,527,273.60	
		CACHE LOGISTICS TRUST	1,268,152	919,410.20	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	1,748,273	3,583,959.65	
		CAPITALAND MALL TRUST	3,754,200	9,685,836.00	
		CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	4,612,085	7,056,490.05	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	5,251,820	8,507,948.40	
		ESR-REIT	3,543,900	1,878,267.00	
		ESR-REIT NEW	102,773	54,469.69	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	4,385,536	12,016,368.64	
		FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	8,098,910	10,042,648.40	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	3,670,190	8,588,244.60	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	3,405,700	8,275,851.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	8,393,450	13,513,454.50	
		MAPLETREE NORTH ASIA COMMERC	4,574,400	5,992,464.00	
		OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	5,349,700	2,862,089.50	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	22,000	69,080.00	
		SABANA SHARIAH COMP IND REIT	8,386,100	3,731,814.50	
		SOILBUILD BUSINESS SPACE REIT	4,322,827	2,269,484.17	
		SPH REIT	264,300	293,373.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	4,155,300	3,074,922.00	

計	SUNTEC REIT	359,900	676,612.00	
	銘柄数：22	82,101,836	116,403,240.90	
	組入時価比率：68.8%		(9,002,626,651)	73.4%
合計			12,268,594,438	
			(12,268,594,438)	

(注)1.小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ワールド・リート・セレクション（アジア）

（2019年10月31日現在）

資産総額	15,546,631,272円
負債総額	25,916,311円
純資産総額（ - ）	15,520,714,961円
発行済数量	23,108,071,981口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.6717円

ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）

（2019年10月31日現在）

資産総額	329,513,346円
負債総額	1,018,387円
純資産総額（ - ）	328,494,959円
発行済数量	188,943,473口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.7386円

（参考）アジアリート・マザーファンド

（2019年10月31日現在）

資産総額	16,111,827,107円
負債総額	475,215,631円
純資産総額（ - ）	15,636,611,476円
発行済数量	6,041,138,277口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.5884円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

受益者等に対する特典
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(2019年10月末日現在)

(1) 資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	554,701株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2019年10月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数(本)	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	163	11,021
追加型公社債投資信託	3	2,293
単位型株式投資信託	62	1,235
単位型公社債投資信託	8	124
合計	236	14,675

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)	
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	14,934,990	15,708,895	
有価証券		90,390	
未収委託者報酬	993,411	1,080,542	
未収運用受託報酬	88,940	14,356	
未収投資助言報酬	11,660	11,660	
前払費用	65,995	66,647	
未収入金		5,399	
未収收益	40,570	19,886	
その他の流動資産	3,980	4,904	
流動資産合計	16,139,548	17,002,683	
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	240,672	1
器具備品	1	47,370	1
有形固定資産合計		288,043	266,667
無形固定資産			
ソフトウェア		7,477	6,782

電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	9,600	8,904
投資その他の資産		
投資有価証券	1,844,495	1,647,347
親会社株式	857,359	348,548
長期差入保証金	231,934	232,079
前払年金費用	45,243	31,734
繰延税金資産		59,229
その他	26,705	25,580
貸倒引当金	14,510	14,510
投資その他の資産合計	2,991,227	2,330,010
固定資産合計	3,288,871	2,605,582
資産合計	19,428,420	19,608,265

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	16,162	15,536
前受投資助言報酬	631	631
未払金	582,657	625,305
未払収益分配金	9	5
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	469,243	512,821
その他未払金	108,404	107,476
未払費用	191,964	202,822
未払法人税等	266,953	105,393
未払消費税等	69,533	
賞与引当金	12,423	11,400
流動負債合計	1,140,326	961,089
固定負債		
退職給付引当金	293,554	310,078
役員退職慰労引当金	43,030	17,880
繰延税金負債	52,458	
資産除去債務	88,744	89,658
長期末払金	106,702	67,901
固定負債合計	584,490	485,518
負債合計	1,724,816	1,446,608
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662

繰越利益剰余金	9,766,079	10,500,468
利益剰余金合計	15,664,571	16,398,960
株主資本合計	17,231,071	17,965,460
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	472,532	196,196
評価・換算差額等合計	472,532	196,196
純資産合計	17,703,603	18,161,657
負債・純資産合計	19,428,420	19,608,265

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	12,228,981	10,964,360
運用受託報酬	122,677	40,492
投資助言報酬	28,168	28,800
営業収益合計	12,379,827	11,033,653
営業費用		
支払手数料	6,153,368	5,343,010
広告宣伝費	202,382	183,752
公告費	175	
受益権管理費	17,980	17,749
調査費	1,604,822	1,601,396
調査費	369,732	305,474
委託調査費	1,235,089	1,295,921
委託計算費	283,795	272,941
営業雑経費	336,121	340,974
通信費	55,390	57,308
印刷費	217,222	216,118
諸経費	51,998	56,348
協会費	8,471	8,137
諸会費	3,038	3,061
営業費用合計	8,598,645	7,759,824
一般管理費		
給料	1,558,069	1,490,747
役員報酬	154,200	120,600
給料・手当	1,403,769	1,364,335
賞与	100	5,811
交際費	19,557	21,170
寄付金	18,911	16,786
旅費交通費	45,188	39,050
租税公課	56,132	51,822
不動産賃借料	217,300	219,956
賞与引当金繰入	12,423	11,400
退職給付費用	75,720	78,631
役員退職慰労引当金繰入	7,060	6,500

固定資産減価償却費	34,131	31,740
諸経費	339,022	336,645
一般管理費合計	2,383,517	2,304,450
営業利益	1,397,665	969,377

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1	54,254
受取利息		1,186
約款時効収入		3,127
雑益		5,395
営業外収益合計		63,964
営業外費用		
固定資産除却損	2	85
為替差損		139
雑損		60
営業外費用合計		286
経常利益		1,461,343
特別利益		1,009,422
有価証券償還益		32,986
投資有価証券売却益		11,937
投資有価証券償還益		618
親会社株式売却益		7,388
特別利益合計		130,424
特別損失		52,931
有価証券償還損		10,994
投資有価証券売却損		48,590
投資有価証券償還損		3,041
ゴルフ会員権評価損		1,125
特別損失合計		62,626
税引前当期純利益		1,451,648
法人税、住民税及び事業税		500,764
法人税等調整額		50,983
法人税等合計		449,781
当期純利益		1,001,866
		775,639

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産	
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本剰	その他利益剰余金	株主資本	評価・換算差額等		

	資本金	資本準備金	余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剩余金	利益剩余金 合計	合計	券評価 差額金	額等合 計	合計
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						1,001,866	1,001,866	1,001,866			1,001,866
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)									1,570	1,570	1,570
当期変動額合計	-	-	-	-	-	960,616	960,616	960,616	1,570	1,570	962,187
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金			
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰 余金	別途積立 金		評価・換 算差額等 合計			
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250		41,250	
当期純利益						775,639	775,639	775,639		775,639	
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)									276,335	276,335	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	734,389	734,389	734,389	276,335	276,335	
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	10,500,468	16,398,960	17,965,460	196,196	196,196	
										18,161,657	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法
により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並
びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15~18年

器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」23,838千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」76,296千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」52,458千円として表示しており、変更前と比べて総資産が23,838千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物	13,625千円	25,616千円
器具備品	85,304 " "	97,870 " "
計	98,930 " "	123,486 " "

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取配当金	40,591千円	19,610千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
器具備品	85千円	253千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2017年3月31日	2017年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2018年3月31日	2018年6月22日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000			825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2018年3月31日	2018年6月22日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	37,125	利益剰余金	45	2019年3月31日	2019年6月21日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1年以内	226,338	226,338
1年超	622,429	396,091
合計	848,767	622,429

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでいます。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2018年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,934,990	14,934,990	
(2) 未収委託者報酬	993,411	993,411	
(3) 投資有価証券	1,290,634	1,290,634	
(4) 親会社株式	857,359	857,359	
(5) 長期差入保証金	231,934	230,827	1,106
(6) 未払金(未払手数料)	469,243	469,243	
(7) 未払法人税等	266,953	266,953	

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,708,895	15,708,895	
(2) 未収委託者報酬	1,080,542	1,080,542	
(3) 投資有価証券	1,093,486	1,093,486	
(4) 親会社株式	348,548	348,548	
(5) 長期差入保証金	232,079	232,995	1,083
(6) 未払金(未払手数料)	512,821	512,821	
(7) 未払法人税等	105,393	105,393	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(6) 未払金(未払手数料)、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券、(4) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定期間に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定期

前事業年度（2018年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,934,990			
未収委託者報酬	993,411			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他		888,608	27,474	
長期差入保証金		5,596		226,338
合計	15,928,401	894,204	27,474	226,338

当事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,708,895			
未収委託者報酬	1,080,542			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	90,390	612,770	141,852	
長期差入保証金		5,741		226,338
合計	16,879,828	618,511	141,852	226,338

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	1,203,455 164,939	481,381 140,000	722,073 24,939
小計		1,368,395	621,381	747,013
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他	11,830	12,350	520

	(3) その他	767,769	833,183	65,414
小計		779,599	845,533	65,934
合計		2,147,994	1,466,915	681,078

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	647,368 158,705	328,806 136,300	318,562 22,405
小計		806,073	465,106	340,967
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	(1) 株式 (2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他	10,465 715,886	12,350 772,183	1,885 56,297
小計		726,351	784,533	58,182
合計		1,532,425	1,249,639	282,785

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 553,861千円)については、市場価格がなく、時価を把握
することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりま
せん。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	14,102	7,388	
(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他 (3) その他			
	794,347	11,937	48,590
合計	808,449	19,326	48,590

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	283,000	130,424	
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
(3) その他	251,515	646	13,131
合計	534,515	131,070	13,131

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	554,146	595,688
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416
数理計算上の差異の発生額	11,388	13,891
退職給付の支払額	3,777	25,631
退職給付債務の期末残高	595,688	611,083

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	310,452	343,897
期待運用収益	1,552	1,719
数理計算上の差異の発生額	14,965	4,398
事業主からの拠出額	18,743	17,595
退職給付の支払額	1,816	8,692
年金資産の期末残高	343,897	350,120

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	289,888	296,922
年金資産	343,897	350,120
	54,008	53,197
非積立型制度の退職給付債務	305,799	314,160
未積立退職給付債務	251,790	260,962
未認識数理計算上の差異	3,480	17,380
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343
退職給付引当金	293,554	310,078
前払年金費用	45,243	31,734
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	248,310	278,343

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	56,263	54,500
利息費用	443	416
期待運用収益	1,552	1,719
数理計算上の差異の費用処理額	6,005	11,368
確定給付制度に係る退職給付費用	61,160	64,566

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	37.1%	37.8%
一般勘定	31.1%	31.1%
債券	19.0%	18.2%
その他	12.8%	12.9%

合計	100.0%	100.0%
----	--------	--------

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.07%	0.00%
長期期待運用收益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度14,560千円、当事業年度13,786千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	89,886	94,946
役員退職慰労引当金	13,175	5,474
賞与引当金	3,803	3,490
ゴルフ会員権評価損	1,838	2,182
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	20,189	17,815
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	27,173	27,453
未払事業税	15,447	8,927
未払不動産賃借料	44,553	32,672
その他	5,461	4,884
繰延税金資産の合計	228,789	205,108
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	228,735	104,404
未収配当金	12,367	6,003
資産除去債務に対応する除去費用	26,291	25,753
前払年金費用	13,853	9,717
繰延税金負債の合計	281,248	145,878
繰延税金資産(負債)の純額	52,458	59,229

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2018年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	87,840	88,744
有形固定資産の取得に伴う増加額		
時の経過による調整額	904	914
資産除去債務の履行による減少額		
期末残高	88,744	89,658

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,775,979 (注1)	未払手数料	196,664 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	2,526,525 (注1)	未払手数料	275,275 (注1)

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1株当たり純資産額	21,458円91銭	22,014円13銭
1株当たり当期純利益金額	1,214円38銭	940円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	1,001,866千円	775,639千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純利益	1,001,866千円	775,639千円
普通株式の期中平均株式数	825,000株	825,000株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	17,703,603千円	18,161,657千円
純資産の部から控除する合計額		
普通株式に係る期末の純資産額	17,703,603千円	18,161,657千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	825,000株	825,000株

（重要な後発事象）

自己株式の取得

当社は、2019年6月20日開催の第55回定時株主総会において、株主還元と資本効率の向上を目的として、会社法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に関する事項を決議いたしました。

（1）取得株式の種類

普通株式

（2）取得株式の総数

300,000株（上限）

（3）株式の取得価額の総額

5,000,000千円（上限）

（4）取得期間

第55回定時株主総会終結の時から1年以内

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。
 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2019年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「委託先運用会社」

リーフ アメリカ エル エル シー

資本金の額

2018年12月末日現在、251,293千米ドル

事業の内容

米国籍の会社であり、内外の不動産投資に係る投資運用業務を営むとともに、不動産投信託の運用及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3) 「販売会社」（資本金の額は、2019年3月末日現在）

名 称	資本金の額 (百万円)	取扱ファンド		事業の内容
		ワールド・リート・セレクション(アジア)	ワールド・リート・セレクション(アジア) (年2回決算型)	
岡三証券株式会社	5,000			
岡三オンライン証券株式会社	2,500			
岡三にいがた証券株式会社	852			
藍澤證券株式会社 ¹	8,000			
阿波証券株式会社	100			
今村証券株式会社	857			
エイチ・エス証券株式会社	3,000			
永和証券株式会社	500			
エース証券株式会社	8,831			
株式会社 S B I 証券	48,323			
F F G 証券株式会社	3,000			
a u カブコム証券株式会社	² 7,196			「金融商品取

共和証券株式会社	500			「引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251			
寿証券株式会社	305			
三縁証券株式会社	150			
静岡東海証券株式会社	600			
株式会社 証券ジャパン	3,000			
荘内証券株式会社	100			
東海東京証券株式会社	6,000			
内藤証券株式会社	3,002			
光証券株式会社	513			
北洋証券株式会社	³ 3,000			
マネックス証券株式会社	12,200			
三津井証券株式会社	558			
明和證券株式会社	511			
めぶき証券株式会社	3,000			
楽天証券株式会社	7,495			
株式会社 愛媛銀行	21,363			
株式会社 西京銀行	23,497			
株式会社 静岡銀行	90,845			
株式会社 静岡中央銀行	2,000			
株式会社 ジャパンネット銀行	37,250			
株式会社 十八銀行	24,404			
株式会社 親和銀行	36,878			
株式会社 大正銀行	2,689			
株式会社 千葉興業銀行	62,120			
株式会社 徳島銀行	11,036			

1 藍澤證券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

2 auカブコム証券株式会社の資本金の額は、2019年12月1日現在です。

3 北洋証券株式会社の資本金の額は、2019年4月1日現在です。

2 【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算
委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

(2) 「委託先運用会社」は、主に以下の業務を行います。

リーフ アメリカ エル エル シーは、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、アジアリート・マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の運用の指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。

(3) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い
収益分配金の再投資
収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い
投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3 【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、岡三にいがた証券株式会社の株式を440,000株（持株比率8.01%）保有しています。（2019年3月末日現在）

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。（2019年3月末日現在）

岡三にいがた証券株式会社は、委託会社の株式を40,150株（持株比率7.24%）保有しています。（2019年9月末日現在）

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 4月17日	臨時報告書
2019年 7月 5日	有価証券届出書
2019年 7月 5日	有価証券報告書
2019年 7月18日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月20日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年6月20日開催の定時株主総会において自己株式の取得を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月11日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ワールド・リート・セレクション（アジア）」の2019年4月9日から2019年10月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ワールド・リート・セレクション（アジア）」の2019年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月11日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宝金正典 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）」の2019年4月9日から2019年10月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「ワールド・リート・セレクション（アジア）（年2回決算型）」の2019年10月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。